

## 徳島県森林基本情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、徳島県森林基本情報管理取扱要領（以下「要領」という。）に基づき取得した森林基本情報の使用に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 要領に基づき取得した森林基本情報で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。森林基本情報の利用期間が過ぎた場合においても同様とする。

### (収集の制限)

第3 森林経営計画等林業経営に係る資料作成のために、森林基本情報を使用して個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 要領に基づき取得した森林基本情報で知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 森林基本情報を取得した者は、管理者の指示又は承諾があるときを除き、要領に基づき取得した森林基本情報で知り得た個人情報を、森林経営計画等林業経営に係る資料作成の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写等の禁止)

第6 森林基本情報を取得した者は、管理者の承諾があるときを除き、個人情報が記録された森林基本情報を複写し、又は複製してはならない。

### (従事者への周知)

第7 森林基本情報を取得した者は、森林経営計画等林業経営に係る資料作成に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報

報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことや、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8 管理者は、森林基本情報を取得した者が森林経営計画等林業経営に係る資料作成業務を行うに当たり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9 森林基本情報を取得した者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに管理責任者に報告し、指示に従うものとする。